

資料 1

(素案)

第2章 施策の展開

基本目標1

人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

施策1 人間形成の基礎づくりの支援

【現状と課題】

- ・ 幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。幼稚園では、発達の段階に応じた教育課程を編成し、生活や遊びなどの直接的、具体的な体験活動を通して、豊かな学びにつながる保育を行っています。
- ・ 基本的な生活習慣が身についていない、自分の思いを言葉にできない等実年齢よりも気持ちが幼い幼児が増加しています。
- ・ 園生活において、基本的な生活習慣の習得やコミュニケーション能力の育成、自分で考えて行動する力、気持ちをコントロールする力等自立に向けての取組が必要です。

【施策の方向性】

- ・ 基本的な生活習慣の習得を図ります。
- ・ 「食」の大切さや楽しさを習得させます。
- ・ 友だちとの遊びなどを通して、人とのかかわり方を体得させます。
- ・ 自分の力で行動し、できた喜びを味わうことを通して、自立心を養います。
- ・ 自分の気持ちを言葉で表現し、相手に伝わった喜びを味わうことを通して、コミュニケーション能力をはぐくみます。

【主な取組】

1 基本的な生活習慣の習得に向けた指導

- (1) 基本的な生活習慣の習得ができるよう、家庭生活の状況を把握し、保護者との連携を強化します。
- (2) 身の回りの後始末や後片付けを自分からできるよう指導しながら幼児が自分で考えて行動する力を身につけます。

2 食育の推進

- (1) 野菜の栽培や収穫などの体験を通して、食べ物に対する興味・関心を高めます。
- (2) 栄養士による食育指導や、友だちと一緒に食事をする楽しさを通じて食事に対する意識の向上を図ります。

3 コミュニケーション能力の育成や自立心の育成

- (1) 教員との信頼関係を基盤とし、幼児が安心して生活できる環境を整えます。
- (2) 幼児同士の自己主張のぶつかり合いや、葛藤などの体験を重ねながら、友だちとのかかわりを深められるよう支援します。
- (3) 生活や遊びの中で幼児が主体的に考えて取り組めるような環境を整え、自立心を養います。
- (4) コミュニケーション能力の育成を図るため、基本的な挨拶や、園生活に必要な言葉を表現できるようにしていきます。

施策2 小学校との連携

【現状と課題】

- ・ 園児や小学生による相互訪問や教員間の交流、連携を図る取組を進めています。
- ・ 幼稚園生活から小学校生活への切り替えが入学当初スムーズにできない児童が多く見られます。
- ・ 小学校入学にあたり、幼児一人ひとりの特性に関する情報を共有するため、教員間の連絡会や指導要録の送付を行っています。

【施策の方向性】

- ・ 幼稚園と小学校が連携して、幼児の発達や学びの連續性を相互理解し、小学校への滑らかな接続を図ります。
- ・ 幼稚園から小学校への滑らかな接続のために、アプローチカリキュラムを作成し、小学校生活を意識した保育を行い、無理なく移行できるようにしていきます。

【主な取組】

1 子どもの交流活動の推進

- (1) 幼稚園児と小学生が触れ合う交流会を設定し、小学校生活への期待や具体的なイメージをもてるようになります。
- (2) 小学校を訪問して施設や学習の様子を見学する機会を設定します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
幼稚園と小学校の交流活動	回	各園4	各園6	市内23小学校

2 教員間の連携

- (1) 幼稚園から小学校への滑らかな接続へ向けて、幼稚園・小学校連絡会を開催し、情報交換を行います。
- (2) 交流活動や保育・授業参観等を通して教師間の相互理解を深めます。

施策3 教員の指導力の向上

【現状と課題】

- ・ 埼玉県の幼稚園教員研修、民間研修などさまざまな研修会に積極的に参加し、教員の資質向上を図っています。
- ・ 幼児の実態に即した研究課題を設定し園内研修を実施し、教員の指導力向上を図ります。

【施策の方向性】

- ・ 研修内容を充実させ、教員の資質・能力の一層の向上を目指します。

【主な取組】

1 教員研修の充実

- (1) 幼児の実態をふまえ、一人ひとりの成長につながる保育指導となるよう計画的な園内研修を設定します。
- (2) 園外の研修や研究協議会に参加する機会を設定し、保育に関する様々な情報の獲得に努めます。
- (3) 教員の資質向上のため指導者による研修の機会を設定します。

施策4 保護者への支援

【現状と課題】

- ・ 子育てへの不安、愛情の示し方がわからない、過保護等、家庭の教育力の低下が見られることから、保護者への支援体制を整える必要があります。
- ・ 核家族化、少子化などにより、身近に相談できる人が少なくなり、子育て中の保護者が悩みを抱え込みやすい傾向があります。
- ・ 幼稚園と保護者が一体となり、子どもを育てていくという認識のもと保育参加や保育ボランティアの機会を設け、保護者が同年齢の幼児に触れ視野を広げる機会を増やす必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 保護者が子育てに関する相談ができる環境を作り、家庭の教育力の向上につなげ、幼児教育に効果的に反映できるよう支援体制を整えます。
- ・ 保護者同士でコミュニケーションを図る機会を設けることで、子育ての悩みや不安を軽減できるようにしていきます。

【主な取組】

- 1 保護者が参加できる事業の充実
 - (1) 幼児期の発達の特性を理解し、保護者間でコミュニケーションを図る機会となるよう園行事を計画的に実施します。
 - (2) 保護者が普段の保育活動に参加し、教員の幼児にかかる様子を見たり、クラスの幼児と接することができる機会を設定します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
保護者の保育参加の機会	回	各園8	各園8	

2 教育時間外の保護者支援

- (1) 市立幼稚園在園児の保護者の子育て支援とともに、幼児の心身の健やかな発達を図るため、教育時間終了後等に希望する者を対象に預かり保育を実施します。

3 子育てについての相談の場の提供

- (1) 保護者が教員に相談できる機会を設けます。

4 「3つのめばえ」の活用

(1) 小学校、幼稚園、家庭において、県が示す子育ての目安「3つのめばえ」を共通理解するとともに、連携して取り組む体制を築きます。

5 3年保育の実施、検討

(1) 多様化する幼児教育ニーズの対応のため、市立幼稚園における3年保育の実施について検討します。

施策5 幼稚園機能と保育所機能の一体化

【現状と課題】

- ・ 子育てをめぐっては、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実などが求められています。
- ・ 子ども・子育て支援新制度の移行に伴い、より一層の幼保一体化への取り組みが求められています。
- ・ 交流や情報交換の場を増やし、幼稚園と保育所が連携し幼児期の教育の向上を図る取組が必要です。

【施策の方向性】

- ・ 幼稚園・保育所の相互理解を深めて協力し合い、かつ、それぞれの役割を担いながら、充実した幼児教育の実現を目指します。

【主な取組】

1 幼保一体化事業の充実

- (1) 中央幼稚園と中央保育園分園共通の指導計画のもと、幼保合同保育を進めます。

施策6 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- ・ 特別な支援を要する幼児も同年齢の集団の中で生活することを通して、お互いに認め合い育ちあう姿があります。
- ・ 近年では児童発達支援施設と併行して幼稚園に通う幼児もいます。
- ・ 特別な支援を要する幼児の状況や人数に合わせて補助教員を配置するなど、指導体制の充実を図っています。
- ・ 個に応じた指導ができるよう教員が専門的な知識の習得をすることが必要です。
- ・ 専門機関との連携を強化し支援体制を充実させが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 特別な支援を要する幼児に対して理解を深め、一人ひとりに応じた個別の支援計画を作成し適切な支援ができる体制を整えます。

【主な取組】

- 1 特別な支援を要する幼児の特性に応じた指導方法の推進
 - (1) 家庭や医療、福祉など関係機関との連携を強化し、幼児一人ひとりの特性に応じた教育を推進します。
- 2 支援体制の強化
 - (1) 研修内容や機会を充実させ、教員の指導力の向上を図ります。
 - (2) 個別の支援計画の作成や「サポート手帳」の活用を通して、幼児に対する指導方法の共通理解を図ります。
 - (3) 特別な支援を要する幼児の状況に応じて、補助教員を配置し、支援体制を強化します。

基本目標2 「総合的な人間力」を育成する学校教育の充実

施策1 学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ教育の充実

【現状と課題】

- 各学校では学習指導要領の趣旨を生かした特色ある教育活動に取り組んでおり、基礎・基本の定着を図る指導とともに、体験的な活動、言語活動を充実することにより児童生徒の学び合いを重視し、思考力・判断力・表現力の育成を図っています。
- 埼玉県学力・学習状況調査の結果では、久喜市の児童生徒の学力は県平均をほぼ上回っていますが、基礎・基本をさらに徹底するとともに、自ら主体的に計画的に学ぶ態度や、論理的な思考力や表現力などを身に付けることにより、さらなる学力の向上に取り組む必要があります。
- 少子高齢化、グローバル化の進展や、知識基盤社会の到来など、変化の激しい社会において、子どもたちが自立し、自らを律しつつ、ともに豊かに生きていくためには、これまでにも増して「知・徳・体」の調和の取れた「生きる力」が必要です。
- 各学校が児童生徒の実態を踏まえ、常に指導方法の工夫・改善を図り、研究・実践を重ねることで、さらなる学校の教育力の向上を目指す必要があります。

【施策の方向性】

- 学習指導要領の確実な実施に努め、児童生徒に基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度が身に付くようにします。
- 児童生徒の学習状況を把握し、各学校の教育課題の解決に向けた取組を支援します。
- 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を推進します。

【主な取組】

- 1 学力向上を目指した教育の展開
 - (1) 学習指導要領の趣旨を生かした教育の今日的な課題について効果的な推進を図るため、研究委員会を開催します。
 - (2) 各学校における学校教育課題の解決に向けた研修を支援します。また、研究委嘱による2年間の委嘱校の研究成果を市内小・中学校に広め、各学

校の学力向上や指導法の改善等に生かします。

2 各種学力調査の結果分析と学習指導の充実

- (1) 「全国学力・学習状況調査」、「埼玉県小・中学校学習状況調査」等の結果を分析し、課題の把握と指導の改善に活用します。
- (2) 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導のため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導などによる個に応じた指導を進めます。

3 各種学力調査の結果分析と学習指導の充実

- (1) 義務教育9年間を見通した目指す生徒像、教育課程を同一中学校区で定め、児童生徒の学びを支援するという観点から、小学校と中学校の一貫した教育を充実します。

4 英語・環境・キャリア教育等、多彩な指導の推進

- (1) 教員の指導力向上、外国語指導助手の適切な配置に努めるなど、児童生徒のコミュニケーション能力を高める外国語活動及び英語教育を充実します。
- (2) 主体的に環境保全活動を実践する態度を養うため、学校の教育活動全体を通じた環境教育を推進します。
- (3) 児童生徒が明確な目的意識をもって主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。

5 情報通信ネットワークを活用した学習、情報モラル教育の推進

- (1) 電子黒板、プロジェクター、パソコン等のICT機器を活用し、よりわかりやすい授業に努めます。
- (2) 常にICTの利便性と危険性の両面を正しく理解し活用できる児童生徒の育成を図るために、情報モラル研修を実施します。

施策2 豊かな人間性をはぐくむ教育の充実

【現状と課題】

- ・ 社会の変化に伴い、規範意識の低下や人間関係の希薄化、児童生徒の自己肯定感の低下等が指摘され、それらをはぐくむ家庭や地域社会の教育力の向上が求められています。
- ・ 保護者及び教職員へのアンケートにおける、「子どもたちや教育について課題と感じることについて」の結果では、いずれも「子どもたちの道徳心や規範意識などの低下」の割合が高くなっています。
- ・ 市教育委員会では、児童生徒が「知・徳・体」の基礎を確実に身に付けるために埼玉県学力・学習状況調査「規律ある態度」を推進し、人間としての生き方を身に付け実践できる児童生徒の育成を目指しています。特に、道徳的実践力を身に付けるためには、道徳的価値の自覚及びそれに基づいた人間としての生き方について、語り合い、学び合い、深め合うことが重要です。
- ・ 各学校では、総合的な学習の時間や校外行事において、多くの体験活動を計画・実施しています。豊かな心をはぐくむためには、児童生徒が発達の段階に応じたさまざまな体験をすることが重要であり、多様な体験活動の実施が求められています。
- ・ 読書は、知識を深め、心を豊かにし、よりよく生きるための力になる大切なものであることから、今後も、読書活動を一層推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 児童生徒が規律ある態度を身に付けるための教育を推進します。
- ・ 道徳の時間を要として、各学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。
- ・ 豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性の育成を図ります。
- ・ 学校における読書活動を推進します。
- ・ 「久喜の子ども、5つの誓い」を推進します。

【主な取組】

1 規律ある態度の育成

- (1) 生徒指導推進委員会や道徳教育の充実により、埼玉県学力・学習状況調査「規律ある態度」に掲げられた基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。

■数値目標

指標の内容	単位	区分	平成 27 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
「靴ぞろえ」の達成率	%	小学校	90.5	95	「『教育に関する 3 つの達成目標』の取り組みに係る効果の検証」における規律ある態度の達成目標
		中学校	94.7	95	
「話を聞き発表する」の達成率	%	小学校	83.8	90	「『教育に関する 3 つの達成目標』の取り組みに係る効果の検証」における規律ある態度の達成目標
		中学校	81.4	90	

2 道徳教育の充実

- (1) 県道徳教育教材資料集「彩の国の道徳」や郷土資料などを活用した道徳の時間の充実を図ります。
- (2) 道徳教育推進教師を中心として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。

3 体験活動の充実

- (1) 小学校、中学校における各学年の発達の段階に応じた体験活動を、計画的に実施していきます。また、その成果について検証していきます。
- (2) 家庭、地域と連携を図り、自然体験、文化活動等の体験活動の充実を図っていきます。学校応援団や家庭、地域等の教育力を活用し、授業や行事等において体験活動の充実を図っていきます。あわせて、道徳教育との関連を図っていきます。

4 読書環境の充実と読書活動の推進

- (1) 学校図書館主任・司書教諭を中心に、学校図書ボランティアの協力を得ながら、学習・情報センターとしての機能を有した学校図書館を目指します。
- (2) 朝読書、読書週間等の充実を図ることで、1 日 1 回は読書に親しむ児童生徒を育成します。

■数値目標

指標の内容	単位	区分	平成 27 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
1 日 1 回は読書をしている児童生徒の割合※	%	小学校	85.3	95	県小・中学校学習状況調査
		中学校	72.5	90	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

5 「久喜の子ども、5つの誓い」の推進

(1) 久喜市教育委員会と久喜市PTA連合会、久喜市小・中学校校長会が連携し、

「一読（一日に一回は本を読み 知識を豊かにします）」

「十笑（一日に十回は笑顔になり 友達と仲良くします）」

「百吸（一日に百回は深呼吸し 心をいやします）」

「千字（一日に千の文字を書き 考えを深めます）」

「万歩（一日に一万歩は歩き 身体を鍛えます）」

を「久喜の子ども、5つの誓い」として、学校、家庭、地域で推進します。

■数値目標

指標の内容	単位	区分	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
「学校が好きだ」と考えている児童生徒の割合※	%	小学校	92.2	90	県小・中学校学習 状況調査
		中学校	91	90	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

施策3 体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実

【現状と課題】

- ・ 各学校では、体育の授業のほかに朝マラソンや休み時間等の運動などを通じて、進んで運動に親しみ、基礎的な体力づくりに取り組む児童生徒の育成に努めています。しかし、学校外では、運動に親しむ機会が減少し、「運動する者」と「運動をしない者」の二極化が進んでいます。
- ・ 平成28年度の新体力テストの結果では、小・中学校とも立ち幅跳びに課題があります。中学校はボール投げにも課題があります。
- ・ 中学校における運動部活動は、生徒の豊かな人間性をはぐくむとともに、体力向上に大きな役割を果たしています。しかし、少子化や教員数の減少などに伴う廃部や部員数の減少により十分な活動ができなくなることや、教員の高齢化や専門的な指導ができる教員の減少が課題となっています。
- ・ 朝食は、脳や体を目覚めさせるために重要なものです。しかし、児童生徒を対象に行ったアンケートでは、毎日朝食を食べていない児童生徒がいます。
- ・ 各学校は学校保健委員会を中心に、児童生徒の健康づくりに取り組んでいますが、児童生徒の心身の発達・発育段階を的確に踏まえ、自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 児童生徒の体力と運動能力を高めるため、学校体育の充実に取り組みます。
- ・ 中学校の運動部活動の充実に向けて、外部指導者の派遣に取り組みます。
- ・ 児童生徒の健康維持を図るため、久喜市健康増進計画及び久喜市食育推進計画等に基づき、適切に指導・助言するとともに、自らの健康を適切に管理する資質や能力の向上に努めます。

【主な取組】

1 学校体育の充実

- (1) 体力向上推進委員会を中心に、児童生徒の体力に係る課題解決に向けた指導の工夫と改善に努めます。
- (2) 新体力テストの分析結果に基づき、児童生徒の体力の向上を目指した体育授業づくりを支援します。

■数値目標

指標の内容	単位	区分	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
新体力テスト※1 の5段階絶対評 価で上位3ラン クの児童生徒の割 合※2	%	小学校	86.5	90	
		中学校	86.4	90	

※1：握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20m シャトルラン（中学校は 20m シャトルランと持久走のどちらかを選択）・50m 走・立ち幅とび・ボール投げの 8 項目

※2：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 運動部活動の充実

- (1) 部活動の充実を図るために、中学校の運動部活動に外部指導者を派遣します。

3 食育の推進

- (1) 「食」に関する指導の推進を図るために、各教科・領域並びに給食指導等と関連させた学習の工夫と改善に努めます。
- (2) 「食」に関する指導の推進を図るために、学校ファームの活用を推進します。
- (3) 毎日朝食を食べることをはじめとする、日常生活における「食」の大切さを学習するために、栄養教諭等を活用した指導の工夫と改善に努めます。

■数値目標

指標の内容	単位	区分	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
毎日朝食を食べて いる児童生徒の割 合※	%	小学校	87.3	99	県小・中学校学習 状況調査
		中学校	87.5	99	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

4 学校保健の充実

- (1) 久喜市健康増進計画及び久喜市食育推進計画に基づいて、各学校において学校保健計画を作成、実践し、保健主事、養護教諭等を中心に、家庭、地域、関係機関との連携を推進します。

施策4 学校における人権教育の充実

【現状と課題】

- ・ さまざまな偏見や差別、いじめ、虐待などの人権に関する問題に対して、学校教育の場においても、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育を推進しています。今後も、人権教育を充実し、人権を尊重する意識の高揚に取り組んでいく必要があります。
- ・ 人間関係の希薄化、モラルの低下、家庭・地域社会の教育力の低下などに伴い、さまざまな偏見や差別、虐待など人権に関する問題が発生しています。さらに、携帯電話やインターネット等の人権侵害への対応が求められています。
- ・ 児童生徒一人ひとりが人権に関する理解を深め、豊かな体験活動を通じて、人権感覚を身に付けることが必要です。
- ・ 「差別の現実から学ぶ」を主眼とした人権教育に関する教職員研修を実施しています。今後も、学校教育における人権教育の推進・充実を目指し、教職員の資質向上を図ることが重要です。

【施策の方向性】

- ・ 学校教育における人権教育の充実を通して、児童生徒の人権意識の高揚に取り組みます。
- ・ 教職員の人権感覚の向上を図るために、人権教育の研修を実施します。なお、研修については、指導内容等の工夫・改善に取り組みます。

【主な取組】

1 人権教育推進体制の充実

- (1) 人権教育に関する教職員の豊かな人権感覚の向上を図るため、人権教育研修等を実施します。
- (2) 人権教育教職員啓発資料「あおぞら」を作成し、教職員の人権教育推進のために活用します。
- (3) 児童生徒の人権感覚を身に付けるため、道徳の授業等で人権作文の活用を推進します。
- (4) 「おはようございます」「ありがとうございます」などの心のこもったあいさつを推奨し、あたたかい人間関係を醸成します。

2 「人権感覚育成プログラム」の普及・活用

- (1) 児童生徒が、自分の人権を守り、他人の人権を守るために実践的な行動力を身に付けられるよう、人権感覚を高めるために、「人権感覚育成プロ

グラム」を活用し、体験活動や参加体験型学習を実施します。

- (2) 教職員の豊かな人権感覚を高めるため、「人権感覚育成プログラム」の有効的な活用を図ります。

3 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

- (1) 各学校において、授業研究、事例研修を実施し、人権教育の指導について研究を進めます。
- (2) 各学校において、各学校で進めている人権教育の取組状況を共有化し、それを活用した人権教育の指導内容、指導方法等について、工夫・改善を図ります。
- (3) 各学校において、男女共同参画の視点に立った指導内容、指導方法等の研究を進めます。

施策5　自立する力をはぐくむ教育の充実

【現状と課題】

- ・ 今後の、多様で変化の激しい社会においては、人間としての自立と協働を図るための主体的・能動的な力（「社会を生き抜く力」）を子どもたちに養成することが求められています。
- ・ 現在、中学生の社会体験チャレンジ事業として、職場体験学習を実施しています。将来、社会人・職業人として自立できるよう、児童生徒の発達の段階に応じて、勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実する必要があります。
- ・ 教職員間の連携、相談員との連携、さらには関係機関との連携を密にして、いじめ、不登校、非行・問題行動などの早期発見に努め、問題が生じた場合には、その解決に向けて指導を行っています。今後も、家庭、地域、関係機関などと連携して取り組んでいく必要があります。
- ・ 「いじめはどの学校でも、どの子でも起こりうる」との認識に立ち、いじめ根絶のための取組や、児童生徒への指導が求められています。
- ・ 不登校で悩む児童生徒に対して、適応指導教室や訪問指導において、学校復帰に向けての支援を行っています。今後も、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら個々の子どもへの支援を充実する必要があります。
- ・ 特別支援学級や通級指導教室については、児童生徒と保護者のニーズを把握しながら、その機能の充実を図っていくことが求められています。

【施策の方向性】

- ・ さまざまな体験を通して、「社会を生き抜く力」の養成を図ります。
- ・ 将来働くことについて、意欲や関心がもてるように、学校・地域・企業などが一体となって、職場での体験学習を推進します。
- ・ 学校の教育活動全体を通じて積極的な生徒指導を推進します。
- ・ いじめ、不登校、非行・問題行動などの防止に向けて、教育相談や生徒指導を充実します。市教育委員会や4箇所の適応指導教室、各学校の教育相談室にて面接相談や電話相談を行います。
- ・ 心理専門員やスクールソーシャルワーカー、適応指導教室訪問指導員・訪問相談員を配置し、各学校の教育的支援が必要な児童生徒や家庭に対する支援体制を整えます。

【主な取組】

- 1 「社会を生き抜く力」を培う体験活動の充実
 - (1) 自立を図るための主体的・能動的な力を養うために、隔年で「子ども議

会」「中学生サミット」を実施します。

- (2) 協働を図るための主体的・能動的な力を養うために、「市内音楽会」や「小学校陸上競技大会」など市内小・中学生が一同に会する交流活動等の充実に努めます。

2 生き方教育としての進路指導・キャリア教育の充実

- (1) 勤労の尊さを学び、生徒自らが自分の生き方について考え、「生きる力」をはぐくむことを目指し、中学生社会体験チャレンジ事業（職場体験学習）を推進します。

3 相談・指導体制の充実

- (1) 教育相談の充実を目指し、市教育委員会や4箇所の適応指導教室、各学校の教育相談室における相談指導体制や環境整備、相談技術等の向上に努めます。
- (2) 学級担任・教育相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー間の連携の強化と校内教育相談体制を充実します。
- (3) 教育相談員を市内小・中学校へ配置します。
- (4) 教育相談員対象の研修会を実施します。
- (5) 教職員対象の生徒指導・教育相談中級研修会を実施します。
- (6) 久喜市心理専門員・久喜市スクールソーシャルワーカーを市教育委員会指導課に配置します。
- (7) 適応指導教室訪問指導員・訪問相談員を適応指導教室を適応指導教室に配置します。

4 いじめの防止対策の推進

- (1) 道徳教育を中心に学校の教育活動全体を通じて、人権意識を向上し、いじめをしない・許さない心を育てます。
- (2) 教職員の研修を充実するとともに、家庭と連携し、いじめの早期発見・早期対応・早期解決に向けた取組を行います。

■数値目標

指標の内容	単位	区分	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
いじめの解消率	%	小学校	99.6	100	文部科学省生徒指導上の諸問題に関する調査
		中学校	77.9	100	

※平成28年度いじめの発生件数：小学校●件 中学校●件

5 不登校の防止対策の推進

- (1) 小・中学校での児童生徒の欠席状況を確認し、小・中学校と連携し、不登校の解消を図る指導・支援体制を充実します。
- (2) 教職員の研修を充実し、児童生徒一人ひとりが登校することが楽しくなるような教育活動を推進します。

■数値目標

指標の内容	単位	区分	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
不登校児童生徒数 (市内全児童生徒 に対する割合)	人 (%)	小学校	22 (0.30)	13 (0.20)	文部科学省生徒指導上の諸問題に関する調査
		中学校	56 (1.47)	51 (1.39)	

6 非行・問題行動の防止対策の推進

- (1) 各学校単位の生徒指導推進委員会の活動を通じ、学校・家庭・地域と一緒にとなった積極的な生徒指導を推進します。
- (2) 教職員研修を充実し、優しさと厳しさを兼ね備えた生徒指導・教育相談活動を推進します。
- (3) 非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催を通して、非行・問題行動の防止対策を推進します。

7 特別支援教育体制の整備・充実

- (1) 通級指導教室の運営の充実と所属学級との連携を充実します。
- (2) 個別の支援計画の充実や「サポート手帳」の活用の推進を図り、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導方法の共通理解を図ります。
- (3) 教員が個に応じたよりよい対応の仕方を習得するため、臨床心理士等による特別支援教育巡回指導、県立特別支援学校との連携を充実します。
- (4) 交流及び共同学習を推進し、特別支援学校との連携による支援籍学習を充実します。
- (5) 発達障がいや学習障がいに関する教職員研修を実施し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援を充実します。
- (6) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況に応じて、教育活動指導員・教育活動支援員を配置し、支援体制を強化します。

8 就学支援・相談の充実

- (1) 就学支援委員会を中心に、児童生徒の状況や発達の段階に応じて適切な就学支援を推進します。
- (2) 個別の就学相談や教育相談を通して、適切な就学支援を推進します。

施策6 安全教育の充実

【現状と課題】

- ・ 各学校では、さまざまな機会を通して、子どもたちの防災教育を進めてきました。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災を体験したことにより、災害の状況に応じ、的確な判断のもと、自らの安全を確保するための行動ができるように指導することが求められています。
- ・ 東日本大震災以来、学校における危機管理体制の見直しが強く求められています。あわせて、教職員の危機管理能力の向上を図ることが必要です。
- ・ 日常生活で起こる事故の防止、上下校時における交通事故や子どもをねらった不審者による事件・事故の防止が喫緊の課題となっています。子どもたちの安全を守る取組を一層充実させるとともに、児童生徒一人ひとりに事故の発生原因と安全確保の方法について正しく理解させ、自主的に行動できる自己防衛能力の育成が必要です。

【施策の方向性】

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、子どもたちに危機回避能力の基礎を身に付けさせるため、学校における実践的な避難訓練などを計画的に実施します。
- ・ 発達の段階に応じた指導を徹底することにより、安全行動を実践できる児童生徒を育成します。
- ・ 学校における危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に努めます。
- ・ 教職員の防災教育に関わる研修の充実、各学校の情報交換の場の設定等を推進します。
- ・ 久喜市地域防災計画をもとに、関係機関と連携を図り、市内小・中学校における避難所開設の準備や初期段階に係る避難者の受け入れ協力を推進します。

【主な取組】

1 安全教育の充実

- (1) 事故・事件・災害において、主体的に判断し、臨機応変に対応できる児童生徒の育成を目指し、安全教育を充実します。
- (2) 社会の構成員としての自覚を深めるとともに、社会奉仕の精神をはぐくむために、「助けられる人」から「助ける人」へという共助の視点を安全教育に取り入れ、発達の段階に応じた指導法の工夫・改善に努めます。
- (3) 道徳や学級活動などの時間、あるいは警察等の協力を得た交通安全教室などの体験活動を通して、児童生徒の交通安全意識の向上を図ります。

(4) 放射線等についての基礎的な性質について放射線副読本等を用いて、児童生徒の発達の段階に応じた指導を進めます。

2 学校の危機管理体制の整備・充実

(1) 学校における危機管理マニュアルを整備し、迅速かつ適切な対応に努めます。

(2) 児童生徒が危機回避能力の基礎を身に付けるため、各学校の防災計画や危機管理マニュアルを適宜改善し、それを活用した避難訓練等を計画的に実施します。

3 防災に係る教職員研修事業の推進

(1) 教職員の研修を通し、防災教育・防災管理を中心とした学校における危機管理能力の向上を図り、児童生徒の安全の確保に努めます。

施策1 教職員の資質の向上

【現状と課題】

- 教員としての使命感と情熱と優れた指導力を兼ね備えた教員を確保するため、県教育委員会と連携した研修及び市教育委員会独自の研修を計画的に実施しています。さまざまな教育課題に対応するためには、教職員の経験年数や専門性に応じた適切な研修や専門研修などを行い、資質・能力を向上することが必要です。さらに、「学校職員の人事評価制度」の活用により、教職員の資質及び能力の向上を図り、学校の教育力を高めることが必要です。
- 教員の授業力の向上を図るため、市教育委員会の研究委嘱や学校訪問による指導・助言により校内研修を活性化するよう取り組んでいます。
- 教職員の心の健康は児童生徒の学びに大きな影響を与えることから、心の健康への適切な対応が必要となっています。

【施策の方向性】

- 教職員の経験年数や専門性に応じた適切な研修を計画的に実施します。
- 研修の質を高め、教職員の指導力と使命感の向上を図ります。
- 「学校職員の人事評価制度」を充実し、教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。
- 教職員の健康管理に配慮し、悩みを抱える教職員に対する指導・支援を推進します。

【主な取組】

1 教職員研修の充実

- (1) 教職員の資質や指導力の向上を図るため、県教育委員会と連携した研修や経験年数に応じた研修、いじめ・体罰など今日的教育課題や教職員として職務を遂行するまでの義務等、服務の徹底に関する研修を充実します。

2 校内研修の活性化の指導・支援

- (1) 市教育委員会及び東部教育事務所による学校訪問を計画的に実施し、校内研修への指導・支援を行います。
- (2) 市教育委員会研究委嘱校に対し、計画的・継続的な学校訪問を通して、研究を充実するための指導・支援を行います。さらに、委嘱研究の発表会

を通して、研究の成果の市内小・中学校における活用を推進します。

3 人事評価制度の充実

- (1) 学校の目標達成に向けた「学校職員の人事評価」の制度を効果的に活用するための指導を行います。
- (2) 「学校職員の人事評価」を人事管理に活用し、バランスのよい人事配置に努めます。

4 教職員の健康管理・メンタルヘルスの推進

- (1) 教職員定期健康診断の実施と健康管理医による相談事業を充実します。
- (2) メンタルヘルス研修会・こころの健康講座への参加を推進し、教職員の心の健康の保持増進と職場内の早期発見に努めます。
- (3) 休暇の取得や福利厚生事業への積極的な参加の推進を図ります。

施策2 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

【現状と課題】

- 現在、市内すべての小・中学校に学校応援団が組織され、各学校の実態に応じた活動が行われています。また、PTAについても、市内すべての小・中学校に組織され、PTA活動を通して学校・家庭が一体となって、子どもたちの教育活動を支援しています。子どもたちを取り巻く環境が変化し、さまざまな課題を抱える中、今後ますます学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てることが重要となります。さらに学校応援団活動やPTA活動の充実が求められています。

【施策の方向性】

- 地域や家庭による学校支援の取組を促進するため、小・中学校における学校応援団の活動の充実を支援します。
- 地域の教育資源を活用し、特色ある学校づくりの推進を支援します。
- コミュニティ・スクールとして、地域とともにある学校づくりを推進します。

【主な取組】

1 学校応援団活動の充実

- (1)学校応援団の活動を通じて、学校のボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に推進します。
- (2)学校応援団のコーディネーターを中心に研修会を開き、学校応援団の充実を支援します。

2 学校・家庭・地域の連携強化

- (1)学校により、ホームページ、オープン参観日等により、学校の取組を広く家庭・地域に公開します。
- (2)地域を学ぶ学習や地域の方が参加する学習を計画的・継続的に実施します。
- (3)学校応援団等の活動を通じて、学校・家庭・地域が一体となった児童生徒の育成を推進します。
- (4)家庭・地域と学校が連携して、児童生徒の健全育成に取り組むため、PTA活動を促進します。

3 学校経営の改善

- (1)学校運営協議会を設置し、地域に開かれた学校、地域住民が学校運営に

参画し、学校経営の更なる改善に取り組みます。

施策3 安全の確保

【現状と課題】

- ・ 小学校への不審者の侵入による児童への被害を防ぐために小学校安全監視員を配置するとともに、下校時の児童生徒への安全対策として市職員による通学路巡回パトロールを実施しています。また、防災行政無線による定時チャイム直後に呼びかけ放送を実施し、児童生徒の安全確保に努めています。
- ・ 児童生徒の登下校時の安全確保、事故の要因となる学校環境の改善、万一事故が発生した場合の適切な応急手当や安全措置ができる体制の確立が重要です。また、児童生徒の安全確保のために、家庭や地域との連携が求められています。
- ・ 「久喜市放射性物質の除染等の対応方針」等をもとに、引き続き、市内小・中学校等の放射線量の測定を行い、児童生徒の安全確保並びに保護者の放射能汚染に対する不安の解消を図ることが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 児童生徒の防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- ・ 福島第一原子力発電所事故後の放射能汚染の不安を解消するため、小・中学校等の放射線量の測定を実施します。

【主な取組】

1 防犯対策の充実

- (1) 市内全小学校へ「小学校安全監視員」を配置し、校内での教育活動中の児童を不審者の侵入等から見守ります。
- (2) 市職員による下校時の通学路巡回パトロールや、防災行政無線による帰宅を促す放送を実施し、児童の下校時・帰宅時における防犯に努めます。
- (3) 不審者等の情報については、市内全小・中学校や府内関係部署等に提供し情報の共有を図ります。

2 交通安全対策の充実

- (1) 定期的に通学路の安全点検を実施するとともに、関係機関との連携を図りながら、通学路の整備を推進します。
- (2) PTAや、スクールガードリーダーを中心とした学校応援団等の協力を得て、登下校時の交通安全及び不審者からの安全確保に努めます。

3 施設・設備の安全対策の実施

(1) 遊具等の施設・設備の安全確保のため、定期点検、臨時点検、日常点検を実施します。

4 小・中学校等放射線量測定の実施

(1) 「久喜市放射性物質の除染等の対応方針」等に基づいて、小・中学校、市立幼稚園における空中放射線量の定点測定及び局所的に放射線量が高いと予想される箇所の放射線量の測定、並びに関係課と連携しながら小学校7校の校庭の土壤中の放射線量の測定を実施します。

(2) プール水及びプールに堆積した汚泥の放射線量の測定を実施します。

施策4 学校施設・設備の整備・充実

【現状と課題】

- ・ 安全で快適な教育環境を確保するため、校舎及び屋内運動場の非構造部材の耐震化、落下防止対策を進める必要があります。
- ・ 本市の学校施設は、建築後25年以上経過している建物が約8割を占めていることから、トイレ改修など老朽化している施設の計画的な改修を実施していく必要があります。
- ・ 学校施設は、災害時の避難所としての指定を受けていることから、東日本大震災を教訓に、関係部署との連携を図り、防災機能の向上に取り組む必要があります。
- ・ 教材・備品については、学習指導要領の改訂に伴い、必要な教材の補填・拡充に努めています。今後も各学校のニーズに応じた教材を計画的に整備する必要があります。
- ・ 学校図書については、文部科学省が定めた「学校図書館図書標準」の達成に向けて整備を進めており、充足率は平成27年度末で小学校124.4%、中学校127.1%となっています。しかし、文献的・資料的価値のない図書が残っている現状であることから、今後も計画的に廃棄・購入を行い、学校図書館としての機能が発揮されるよう環境を整える必要があります。
- ・ 児童生徒の学習や教職員の事務処理効率化を図るために、学校ICTや教育情報ネットワークのさらなる活用が必要です。
- ・ 社会におけるネットワーク上における諸問題をかんがみ、教職員並びに児童生徒の情報セキュリティに対する理解を深める必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 計画的な施設整備により、安全で快適な学校環境づくりを推進します。
- ・ 教育情報ネットワーク活用の充実や学校ICTの活用を促進します。
- ・ 教職員並びに児童生徒の情報セキュリティに対する理解を深めます。
- ・ 学校教材・備品の整備を推進します。
- ・ 学校図書館機能の充実を図ります。

【主な取組】

- 1 学校施設の耐震化の推進
 - (1) 校舎及び屋内運動場の非構造部材の耐震化、落下防止対策等を実施します。

2 学校施設の計画的な整備

- (1) 学校施設の老朽化に対応するため、トイレ改修をはじめ老朽化した施設・設備を緊急性の高い箇所から、計画的に改修等を実施するとともに、バリアフリー化を推進します。
- (2) 学校施設の避難所としての役割を發揮するため、関係部署との連携を図り、防災機能の強化に努めます。

3 学校ＩＣＴ、教育情報ネットワークの活用

- (1) 校務用パソコンの教職員一人に付き1台配置を維持するとともに、さらなる活用を目指して、教育情報ネットワークの活用や情報セキュリティの研修を実施します。
- (2) 児童生徒の情報セキュリティに関する学習の工夫改善を図ります。

4 学校教材・備品の計画的な整備

- (1) 学校教材・備品の適正な管理及び廃棄を行い、また、学習活動の充実に向けた計画的な予算の執行を行うことで、各学校の現状に沿った教材・備品の整備を行います。

5 学校図書館の充実

- (1) 各学校における図書館担当教員を対象とした研修会等を実施し、その機能が発揮できるよう環境整備に努めます。
- (2) 文部科学省が設定した「学校図書館図書標準」における充足率を達成するとともに、「久喜市学校図書館用図書の更新に関する指標」に基づき、適正な蔵書管理に努めます。

施策5 学校給食の充実

【現状と課題】

- ・ 平成26年12月に「久喜市における学校給食基本方針」を策定しました。今後は、子どもたちに同じような環境のもとで学校給食を提供するため、運営方式の統一を図ります。
- ・ 学校における食育推進の生きた教材として、学校給食の意義が見直されています。学校給食が、成長期にある児童生徒の健康の保持・増進と体位向上を助け、また、家庭における望ましい食生活のモデルとなることが期待されています。
- ・ 児童生徒の心身の健全な発達に資するための栄養バランスの取れた、安全・安心な学校給食を提供するとともに、地産地消を推進するなど良質な食材の確保に努めています。
- ・ 学校給食衛生管理基準に基づいた、安全で安心な学校給食の実施が求められています。調理従事者への衛生管理指導の徹底、学校給食施設の整備と適正な管理が必要です。
- ・ 児童生徒に安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食食材の放射性物質検査を継続的に実施する必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 市内全小・中学校を提供校とする新学校給食センターを整備し、運営方式の統一を図ります。
- ・ 学校・家庭・地域が連携して食育を推進し、児童生徒の健全な食習慣や生活習慣の形成に取り組みます。
- ・ 関係機関との連携により、地元で生産された農産物の使用を推進します。
- ・ 給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図ります。
- ・ 学校給食の食材に対する放射性物質汚染の不安を解消するため、学校給食食材の放射性物質検査を実施します。

【主な取組】

1 新学校給食センターの整備

- (1) 安全・安心な学校給食を将来にわたって安定的に提供するため、東京理科大学跡地に新学校給食センターを整備します。

2 学校給食の充実

- (1) 安全でおいしい給食の提供、栄養管理、衛生管理、食材の安全確保などにより、学校給食の充実を図るとともに、食物アレルギーへの対応に努め

ます。

- (2) 季節の食材や行事食、郷土料理、伝統料理などを採り入れた給食を提供します。

3 食育の推進

- (1) 予定献立表や給食だよりの配布を通じて、望ましい食生活の知識の普及・啓発に努めます。また、予定献立表を市のホームページに掲載するほか、当日の給食写真を市及び各学校のホームページに掲載し、学校給食に関する情報提供に努めます。
- (2) 学校給食を生きた教材として活用し、児童生徒の食に関する理解を深めるとともに、望ましい食習慣の形成を図ります。
- (3) 関係機関と連携し、学校給食における地産地消を積極的に推進します。

■ 数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合※	%	15.9	17	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

4 学校給食の衛生管理の徹底

- (1) 学校給食調理従事者等への衛生管理指導を徹底し、衛生意識の高揚を図ります。
- (2) 学校給食衛生管理基準に基づく給食施設の整備・点検及び食品の衛生検査を行うなど、衛生管理の徹底を図ります。

5 学校給食食材の放射性物質検査の実施

- (1) 学校給食のより一層の安全・安心を確保するために、給食に使用する食材等について、今後も引き続き放射性物質の検査を実施します。

基本目標4

人権を尊重した教育の推進

施策1 PTA・児童生徒・教職員に対する人権教育の推進

【現状と課題】

- ・ 21世紀は、「人権の世紀」と言われているにもかかわらず、現在においても同和問題をはじめ、女性や子ども、障がい者、高齢者、外国人などに対する様々な人権問題が発生しています。
- ・ また、平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。
- ・ 市では、幼稚園・小学校・中学校のPTAを対象とした人権教育研修会を開催していますが、さらに、研修会の内容を充実させ、引き続き、人権感覚・人権意識の高揚に努めていく必要があります。
- ・ 児童生徒一人ひとりが人権に関する理解を深め、豊かな体験活動を通して、人権感覚を身に付けることが必要です。
- ・ 「差別の現実から学ぶ」を原点とした人権教育に関する教職員研修を実施しています。今後も、学校教育における人権教育の推進・充実を目指し、教職員の資質向上を図ることが重要です。

【施策の方向性】

- ・ 幼稚園・小学校・中学校のPTAを対象とした人権教育研修会の開催や啓発冊子を作成、配布することにより、広く人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権感覚・人権意識の高揚に努めます。
- ・ 児童生徒の人権意識をはぐくむための人権教育を実践します。
- ・ 教職員の人権意識の向上を図るための研修等を行います。

【主な取組】

1 PTAへの人権教育研修の開催

(1) PTAの人権感覚・人権意識の高揚を図るため、人権教育研修会を開催します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
人権教育研修会の開催回数※	回	4	4以上	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 児童生徒への人権教育の充実

- (1) 児童生徒が、自分の人権を守り、他人の人権を守るために実践的な行動力を身に付けられるよう、人権感覚を高めるために、「人権感覚育成プログラム」を活用し、体験活動や参加体験型学習を実施します。(再掲)
- (2) 人権作文集「えがお」を作成し、市内小・中学校において積極的に活用します。

3 教職員への人権教育研修の開催

- (1) 人権教育に関する教職員の豊かな人権感覚の向上を図るため、人権教育研修等を実施します。(再掲)

施策2 家庭・地域における人権教育の推進

【現状と課題】

- ・ 市では、毎年、人権教育の取組をまとめた冊子「久喜市の社会人権教育」を発行しています。
- ・ 広報くきのシリーズ「人権それは愛」に同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する情報を掲載し、人権感覚・人権意識の高揚に努めています。
- ・ 教育集会所は、経年劣化により老朽化が進んでおり、今後は計画的な改修等が必要な状況です。
- ・ 教育集会所において、小学生から成人・高齢者までを対象とした各種教室・講座や交流事業を実施しています。

【施策の方向性】

- ・ 広報紙に人権問題に関わる情報を掲載するとともに、啓発冊子の作成、発行により人権意識の高揚に努めます。
- ・ 教育集会所の整備充実に努めるとともに、教育集会所事業の内容を充実させ、地域住民の人権意識の高揚、地域住民相互の交流を図ります。

【主な取組】

1 人権教育事業の推進

- (1) 人権啓発冊子「久喜市の社会人権教育」を発行し、人権教育の取組結果を広く周知し、人権教育・啓発に努めます。
- (2) 広報くきのシリーズ「人権それは愛」で人権問題に関わる情報を掲載し、人権感覚・人権意識の高揚に努めます。

2 教育集会所の管理・運営

- (1) 教育集会所は老朽化が進んでおり、必要に応じて改修します。また、野久喜集会所及び内下集会所の統合を視野に入れ、計画的に管理・運営方法を検討します。

3 教育集会所事業の充実

- (1) 教育集会所において、小学生から成人・高齢者までを対象とした各種教室・講座、交流事業を実施します。
- (2) 教育集会所事業の内容を見直し、さらに充実します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成 27 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
野久喜集会所事業参加者数※	人	1,422	1,422 以上	
内下集会所事業参加者数 ※	人	329	329 以上	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

施策3 企業・事業者に対する人権教育の推進

【現状と課題】

- ・ 企業・事業者を主な対象とし、人権教育指導者養成講座を開催しています。また、人権啓発冊子、人権啓発品を活用し、人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消に努めています。
- ・ 企業・事業者が、自ら所内で人権学習、人権啓発を実践し、雇用や待遇における差別を撤廃させていくために、企業・事業者に対して、人権教育講座への参加などを積極的に働きかけていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 企業・事業者を対象とした人権教育指導者養成講座を開催し、また、啓発冊子、啓発品を活用することにより、人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図ります。

【主な取組】

- 1 人権教育指導者養成講座の開催
 - (1) 企業・事業者を主な対象とし、人権教育指導者の養成を図るため、社会人権教育指導者養成講座を開催します。
- 2 啓発冊子、啓発品の活用
 - (1) 人権啓発冊子、人権啓発品を社会人権教育指導者養成講座などにおいて活用し、差別意識の解消に努めます。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
社会人権教育指導者養成講座の参加者数※	人	305	305以上	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

施策1 多彩な生涯学習機会の提供**【現状と課題】**

- ・ 生涯学習に対する市民のニーズは、高度化・多様化しており、これに対応した施策が求められています。また、市民が生涯学習活動の中で学んだ知識や技術を個人だけのものにすることなく、学んだ成果を生かす施策も必要です。
- ・ 市では、出前講座、生涯学習人材バンク等の活用や、市民大学・高齢者大学の推進等、さまざまなニーズにあった学習機会を提供しています。しかし、これら学習機会の認知、また活用が十分ではないため、活用の拡大を図る必要があります。
- ・ 社会経済の変化に伴い、保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育学級及び子育て講座、家庭教育フォーラムを開催し、学習の機会や情報の共有、意見交換の場を提供しています。しかし、更なる参加者の増加を図るため、家庭教育支援の工夫・充実を図る必要があります。
- ・ 東京理科大学及び久喜青年会議所と連携し、子ども大学くきを実施しています。対象は小学校4年生から6年生とし、継続して実施していくよう、魅力ある講義内容を設定する必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 多様化する学習ニーズに対応できるよう、講座・教室等の充実を図ります。
- ・ 学習情報の提供、指導者の育成や確保など、生涯学習を推進するための体制を整備します。
- ・ 「生涯学習推進計画（まなびすとプラン）」に則った生涯学習活動の推進を図ります。

【主な取組】

- 1 生涯学習の機会などの充実
 - (1) ライフステージに応じた学習機会を充実します。
 - (2) 生涯学習研修大会（まなびすとフォーラム）及び生涯学習推進大会（まなびすと久喜）を充実します。
 - (3) 家庭教育における子育て講座及び家庭教育フォーラムを充実します。
 - (4) PTA及び保護者会等による家庭教育学級を支援します。
 - (5) 魅力ある内容の子ども大学くきを実施します。

(6) 地域で子どもの体験活動を支援します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
生涯学習関連の講座・教室の参加者数※	人	14,531	14,600以上	
生涯学習研修大会（まなびすとフォーラム）の参加者数	人	217	200	
生涯学習推進大会（まなびすと久喜）の参加者数	人	3,100	3,100以上	
子育て講座「親の学習」の実施校（小学校）	校	23	23	
家庭教育フォーラムの参加者数	人	53	75	
家庭教育学級の参加数（再掲）※	学級	23	33	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 生涯学習情報の収集と提供

- (1) 生涯学習人材バンクを充実し、活用の促進を図ります。
- (2) 生涯学習情報紙（まなびすと久喜）を充実します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
生涯学習人材バンクの登録者数※	人	213	215以上	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

3 生涯学習活動団体の活性化の促進

- (1) 「生涯学習推進計画」に則った生涯学習活動の推進を図ります。

施策2 生涯学習環境の整備・充実

【現状と課題】

- ・ 生涯学習施設については、建物や設備の老朽化が進んでおり、これまででも必要な改修などを行っていますが、今後も、バリアフリー化や改修などに努め、学習環境の改善に努めます。
- ・ 東京理科大学久喜キャンパス跡地に設置される生涯学習センターを生涯学習の中核を担う施設として整備し、市民の学習や文化芸術活動の支援や幅広い事業展開等を図ります。
- ・ 生涯学習施設として、現在、公共施設予約システムを利用して、「公民館・コミュニティセンター」、「スポーツ・レクリエーション・公園」、「産業」、「社会福祉・障がい者福祉」と4つのジャンルから施設が利用できるようになっています。

【施策の方向性】

- ・ 生涯学習施設の公共施設予約システムの利用方法の改善を図ります。
- ・ 生涯学習センターの整備・充実を図ります。
- ・ 生涯学習施設の建物や設備の改修などを計画的に進めます。

【主な取組】

1 生涯学習施設の利用促進

- (1) パソコン、携帯電話等から予約できる公共施設予約システムの利用の促進を図ります。
- (2) 生涯学習情報紙（まなびすと久喜）を利用し、生涯学習施設を紹介します。

2 生涯学習施設の建物及び設備の整備充実

- (1) 老朽化した施設の機能保全や改修などにより、利用者の利便性や快適性・安全性を確保します。
- (2) 市民のニーズに合わせた生涯学習センターの運営・充実を目指します。

施策3 公民館活動の充実

【現状と課題】

- ・ 8館の公民館では公民館運営委員との連携により、地域ニーズに応じた公民館活動を展開しています。
- ・ 多種多様化する市民ニーズ、地域ニーズに適切に対応するため、公民館の適正配置、各公民館の環境整備と市民が利用しやすい管理運営の充実を図り、市民の自主的学習活動の支援及び活動の場の提供を進めていく必要があります。
- ・ 利用者が、安全で快適な公民館活動が行えるよう老朽化した公民館の計画的な改修等が必要です。

【施策の方向性】

- ・ 公民館事業については、今日的課題や地域課題に対する取組を推進します。
- ・ 特色のある公民館事業を展開するために公民館運営委員と連携を図り、地域ニーズに応じた公民館活動が行えるよう努めます。
- ・ 安全で快適な環境で公民館活動が行えるよう老朽化した公民館の計画的な改修等を実施します。
- ・ 栗橋公民館と栗橋いきいき活動センターしづか館の統合について、計画的に進めます。

【主な取組】

1 公民館事業の充実

- (1) 市民の主体的な学習活動を支援するため、さまざまな学習機会を提供します。
- (2) 公民館運営委員と連携を図り、市民参加による事業を企画するとともに、学校・家庭・地域と連携した公民館事業を推進します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
公民館事業数	事業	85	85	
市民企画事業数	事業	3	8	
公民館連絡協議会事業数	事業	2	3	
公民館利用者数※	人	398,171	363,378 以上	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 公民館運営の充実

- (1) 栗橋公民館と栗橋いきいき活動センターしづか館の統合を進めます。
- (2) 市民が利用しやすい学習施設の充実を図るため、大規模改修工事等の整備充実を進めます。
- (3) 快適で利用しやすい施設とするため、各公民館の施設機能や備品等を整備するとともに、利用しやすい管理運営の充実を図ります。

3 公民館の適正配置の検討

- (1) 身近な学習施設として、地域教育活動の支援や活動拠点となるよう適正配置を検討します。

施策4 図書館サービスの充実

【現状と課題】

- ・図書館システムの改修や入替を行い、検索やインターネット予約等の利便性向上を図ることで、貸出点数及び予約点数が増加しました。また、館内でのおはなし会等の実施のほかに、学校や保育園等の訪問事業を実施し、読書サービスの拡充に努めています。
- ・図書館利用者アンケートでは、図書館への要望として、「新しい資料の充実」を望むご意見が多く、次いで「開館時間の延長」のご意見が多いという結果となっています。
- ・図書館資料に対する市民ニーズは、今後も多様化し、ICTを導入した高度な情報提供が求められています。
- ・施設・設備面での課題として、施設等の老朽化、資料保存スペースの確保などが挙げられます。また、運営面での課題としては、窓口業務の委託化や指定管理者制度の導入などが挙げられます。

【施策の方向性】

- ・「久喜市図書館サービス基本計画」に則った図書館サービスの推進を図ります。
- ・「久喜市子ども読書活動推進計画」に則った読書活動の推進を図ります。
- ・市民の多種多様な学習情報のニーズに応え、市民の学習活動や、地域連携を支援する図書館として、質の高い図書館サービスの提供を図ります。

【主な取組】

1 「久喜市図書館サービス基本計画」の推進

(1) 市民の学習活動・課題解決を支援するために、図書館の環境整備を進め、図書館体制を強化します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
レファレンスに対する利用満足度	%	51.9	60	

(2) 児童生徒が自ら本に親しめるような読書環境や学習環境を整備するために、小・中学校との連携の強化に努めます。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
学校への団体貸出冊数	冊	770	1,500	
学校訪問事業実施学校数	校	13	23	

- (3) 情報提供の高度化・迅速化に対応できるよう、ＩＣＴを導入した図書館を目指します。
- (4) 市民ニーズへの的確な対応や利用の向上を図るために、他の公共図書館や関連施設、関係機関・関係団体とのネットワーク体制の整備、連携に努めます。
- (5) すべての市民にとって利用しやすい図書館となるために、年齢や障がい者、外国人などさまざまな利用者に対応したサービスの提供を推進します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
人口一人あたりの貸出冊数※	冊	5.16	5.43	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 「久喜市子ども読書活動推進計画」の推進

- (1) 子どもが身近に読書に親しめるように、子どもの年齢や発達の段階に応じた図書資料の整備や事業を推進します。
- (2) 子どもの読書活動への市民の理解や関心を深めるために、啓発事業の実施に努めます。
- (3) 子ども図書館を開設し、幼少期から読書に親しむことができる環境を提供します。

3 図書館施設の充実

- (1) 快適な利用者サービスが提供できるよう、老朽化した図書館施設・設備の改修工事を計画的に実施します。
- (2) 身近で図書館サービスを受けられるよう、地域で行えるサービスを検討します。
- (3) 「久喜市公の施設管理運営検討委員会」の指定管理者制度を導入すべき施設との方針に基づき、指定管理者制度の導入を進めます。

施策5 市民大学・高齢者大学の充実

【現状と課題】

- ・市民大学は平成7年から、高齢者大学は昭和54年から実施しており、平成27年度までの卒業生は、市民大学が456人、高齢者大学は3,963人となっています。
- ・市民大学は、地域コミュニティづくりの担い手及び指導者・リーダーとなる人材の育成を目的としており、その卒業生は生涯学習推進部委員や、放課後子ども教室などのボランティア活動者として活躍しています。高齢者大学は、実生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加による生きがいを高めることを目的としており、大学で知り合った同じ趣味を持つ仲間と卒業後も活動したり、ボランティア活動に参加したりしています。
- ・市民大学、高齢者大学共に、学生を確保するための広報のあり方や魅力ある講座の取組が課題となっています。また、地区ごとに認知度が異なることから、各地区において公開講座の開催や大学の授業内容が参観できるオープン高大を開催するなど、各大学の活動内容を知ってもらうためのPR活動を行う必要があります。

【施策の方向性】

- ・市民大学では各地区での公開講座や企画講座の開催や、生涯学習活動やボランティア活動を通じて、地域コミュニティづくりの担い手及び指導者・リーダーとなる人材の育成を図ります。
- ・高齢者大学では、趣味活動や社会参加による生きがいを高めるよう、講座内容等の検討やサークル活動等の充実を図ります。
- ・市民大学・高齢者大学の卒業生に対し、市の附属機関の委員や生涯学習人材バンク等の参加やボランティア活動など、卒業後も地域コミュニティづくりのリーダーとして活躍してもらうように努めます。

【主な取組】

1 市民大学の充実

- (1) 市民大学講座内容を工夫・充実します。
- (2) 各地区で開催する公開講座を充実します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
市民大学入学者数	人	12	20	
公開講座数	回	11	11	

2 高齢者大学の充実

- (1) 高齢者大学講座内容を工夫・充実します。
- (2) 高齢者大学生のボランティア活動を促進します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
高齢者大学入学者数	人	101	110	

施策6 放課後子ども教室の推進

【現状と課題】

- ・ 久喜市放課後子ども教室ゆうゆうプラザは、市内全23小学校で実施しています。児童の参加者数は2,879人で、その参加率は38.3%となっています(平成27年度末現在)。また、豊かな体験活動・交流活動は、多くのサポーターの協力により、支えられています。
- ・ 子どもたちが、放課後・土曜日の安全で楽しい体験活動・交流活動の場を通して、人と関わる力をより一層身に付ける必要があります。
- ・ 放課後子ども総合プランにおいては、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子ども教室との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業の円滑な運営ができるよう、関係機関との連携・協力する必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 子どもたちの安全・安心な活動拠点として、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会の提供を図ります。
- ・ 学校・家庭・地域の連携をもとに、放課後子ども教室の活動の充実を図ります。
- ・ 放課後児童クラブと共にすべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後子ども総合プランを推進します。

【主な取組】

1 放課後子ども教室の推進

- (1) 学習やスポーツ・文化芸術活動の体験活動を充実します。
- (2) 地域の方々の協力を得て、運営・活動の指導者・サポーターを確保します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
講座数	講座	340	360	
サポーターの数	人	2,171	2,200	

2 放課後子ども総合プランの推進

- (1) 放課後児童クラブと連携し、学校施設を活用した放課後総合プランの実施に向けて取り組みます。

施策1 芸術・文化団体の育成・支援**【現状と課題】**

- 市内の各地区に文化団体連合会等が組織され、それぞれが個々に文化活動を行っており、文化団体の育成支援のため各団体に補助金を交付しています。
- 各地区の文化団体連合会等について、現状の運営、活動を尊重しつつも、1つの組織に統合することが課題となっています。

【施策の方向性】

- 文化団体等の自主的な活動支援・育成を行います。
- 文化団体連合会等の統合に向けて、関係団体への情報提供等の支援を行います

【主な取組】**1 芸術・文化団体の活動支援及び育成**

- (1) 文化団体の企画運営事業を支援します。
- (2) 国、県及び文化財団等からの芸術文化に関する情報提供を推進します。
- (3) 芸術文化団体の交流、連携を促進するとともに、団体の実情に合わせた育成に努めます。

2 文化団体連合会等の統合に向けた協力、支援

- (1) 各地区文化団体連合会等の交流及び連携を促進します。
- (2) 統合に向けた情報提供と統合準備会の運営を支援します。

施策2 文化活動等の充実

【現状と課題】

- ・ 芸術文化の発表及び鑑賞の機会を提供することを目的に文化祭事業及び文化振興事業を企画・実施するとともに、文化団体の活動を支援するため、個々の文化団体が実施する事業を後援しています。
- ・ 芸術や文化には楽しさや感動、精神的な安らぎを感じさせ、人生を豊かにする働きがあります。そのため、良質な芸術文化事業の提供が課題となっています。

【施策の方向性】

- ・ 文化芸術鑑賞、発表の機会を充実するため、文化振興につながるさまざまな文化事業を実施します。
- ・ 多様な芸術・文化に触れることができる機会の充実を図ります。

【主な取組】

- 1 芸術文化活動の成果発表及び鑑賞する機会の充実
 - (1) 芸術文化の発展、文化団体等の活動の成果発表、及び、市民への鑑賞の機会を提供する場として、久喜市美術展（絵画・彫刻・工芸、書、写真の3部制）を開催します。
 - (2) 市内で活動する文化団体の表現芸術の成果発表とあわせて市民への鑑賞の機会を提供するため、市民芸術祭を開催します。
 - (3) 市内中学校、高等学校の吹奏楽部及び、社会人吹奏楽団を主とする団体の活動の成果発表の機会を提供するとともに、市民に良質な音楽鑑賞の機会を提供するため、吹奏楽フェスティバルを開催します。
 - (4) 音楽文化の創造・発信・交流に取り組むとともに、市民が音楽の豊かさ・楽しさに触れながら、あわせて、久喜市の魅力を発信する「音楽の街・久喜市」を目指すことを目的として、街かどコンサートを開催します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
久喜市美術展出品者数※	人	427	450	
久喜市美術展入場者数※	人	2,132	2,800	
市民芸術祭入場者数※	人	652	800	
吹奏楽フェスティバル入場者数※	人	1,950	2,100	
街かどコンサートの実施回数※	回	7	8	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 市民ギャラリーの設置

- (1) 市民ギャラリーを設置し、芸術文化鑑賞の機会と団体及び個人の成果を発表する場を提供し、活動意欲の向上を図ります。

3 芸術文化活動の情報提供

- (1) 市民が芸術文化活動を行うために必要な学習情報を積極的に収集し提供します。
- (2) 芸術文化活動に関連する国、県及び民間財団からの情報を収集し、文化団体や市民に情報提供を行います。

施策3 地域文化資源の発掘

【現状と課題】

- 市内には、国・県・市指定文化財が100件近く存在し、埋蔵文化財包蔵地も120か所以上あるなど、貴重な文化財や文化財予備群を数多く有しています。
- 市内の歴史的な地域文化資源や本市にゆかりのある人物についての調査を行い、同調査で得られた貴重な成果を公表することで、潜在している魅力の新たな発見へと繋げていく必要があります。

【施策の方向性】

- 現在の市民だけではなく、将来の市民も利用できるようにする必要がある情報は、報告書や冊子等の紙媒体で刊行します。

【主な取組】

1 調査報告書の刊行

- (1) 様々な調査を通じて得られた成果は、報告書として刊行し、市民が利用できるようにします。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
調査報告書等の刊行冊数 ※	冊	2	5	累積値

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 歴史的な地域文化資源の情報の発信

- (1) 「歴史資料でよむ久喜市ゆかりの人物ブックレット」などを編集して、刊行します。

3 市史編さんの検討

- (1) 保有している多種多様な情報を整理しながら、市史編さん事業の検討を行います。

施策4 文化財の保存・継承

【現状と課題】

- 市内に100件近くある国・県・市指定文化財と、120か所以上ある埋蔵文化財包蔵地を、未来へと大切に保存していくための取組みを行っています。
- 指定文化財のうち無形のものを未来へと大切に継承していくため、後継者育成・伝承活動に対する支援を行っています。
- 本市の歴史や文化の正しい理解のために欠かすことのできない指定文化財を、法や条例の規定に基づき、今後も適切に保存していく必要があります。
- 指定無形民俗文化財等については、今後も次世代に確実に継承できるようするため、後継者育成・伝承活動に対して継続的に支援をしていく必要があります。

【施策の方向性】

- 所有者や保持団体と協力しながら、指定文化財の保護や後継者育成・伝承活動に取り組みます。
- 違法な開発によって貴重な埋蔵文化財が消滅することのないように、関係機関と連携して埋蔵文化財包蔵地の保存に取り組みます。

【主な取組】

1 指定文化財の保護活動への支援

- (1) 所有者が行う指定文化財の保護活動への支援を行います。

2 埋蔵文化財包蔵地の適切な保存

- (1) 埋蔵文化財包蔵地を適切に保存していくため、法の規定に基づく手続きを適正に行っていきます。

3 指定無形民俗文化財の後継者育成・伝承活動への支援

- (1) 保持団体が行う指定無形民俗文化財の後継者育成・伝承活動などへの支援を行います。

- (2) 指定無形民俗文化財の情報を、広報紙やホームページ等で積極的に発信していきます。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
郷土伝統芸能後継者育成活動の実施回数※	回	309	310	各地区に伝承されている囃子や獅子舞・神楽等の保存会の後継者育成活動

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

施策5 文化財の活用

【現状と課題】

- ・ 市内に100件近くある国・県・市指定文化財について、市のホームページや広報紙などの媒体を活用して、積極的に情報を発信しています。
- ・ 指定文化財の積極的な情報発信を通じて、郷土に対する愛着心を醸成できるように活用していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 市民自らが郷土の歴史や文化を再発見・再認識できるようにするために、絶えず指定文化財に関する情報を発信していきます。
- ・ 郷土に対する愛着心を醸成するため、市内の誇るべき文化財についての講座を開催します。

【主な取組】

1 指定文化財に関する情報の発信

- (1) 情報の発信は、広報紙やホームページ等の媒体や講座等の学習機会の提供なども視野に入れて行います。
- (2) 市指定文化財「吉田家水塚」を公開します。

2 指定文化財の説明板の整備

- (1) 指定文化財のある現地を訪れた人のために、当該指定文化財の説明板を継続的に整備します。

施策6 郷土資料館の充実

【現状と課題】

- ・歴史的な地域文化資源を受贈・受託し、展示等に活用しています。
- ・市の歴史を紹介する講座の開催、団体見学の受入れ、講師の派遣、専門的な知識を有する職員によるレファレンスの実施などを通じて、生涯学習や学校教育の学びの場として機能しています。
- ・職員による所蔵資料の調査・研究を継続してすすめ、所蔵資料の新たな活用や館運営の新たな方法へと繋げていく必要があります。
- ・生涯学習や学校教育との連携強化を図るため、今後も館が行うべき取組みについて絶えず検討していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・所蔵資料を活用するための方策を絶えず考えていきます。
- ・市民の学びの場として人が集う館運営を第一に考え、生涯学習や学校教育を継続的に支援します。

【主な取組】

1 展示の実施などによる所蔵資料の活用

- (1) 所蔵資料の調査や研究を継続的に行い、特別展や収蔵品展等を通じて所蔵資料の活用を推進します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
郷土資料館の入館者数※	人	7,809	7,900	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 市の歴史を紹介する講座の開催等

- (1) 市の歴史を紹介する講座の開催、団体見学の受入れ、講師の派遣、専門的な知識を有する職員のレファレンスの実施等を通じて、今後も生涯学習や学校教育を積極的に支援します。

基本目標7 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実

施策1 スポーツ・レクリエーション施設の充実

【現状と課題】

- 総合運動公園、体育センター、プールなどの各社会体育施設や学校体育施設等の各種スポーツ施設において、多くの人がスポーツ・レクリエーションに親しんでいます。
- 社会体育施設等の各種スポーツ施設については、老朽化が進んでおり、計画的な修繕、改修が必要です。
- スポーツ施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、民間事業者の能力やノウハウを活用した施設管理を行っています。

【施策の方向性】

- 市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ場として、社会体育施設の充実及び学校体育施設の開放を促進します。
- 民間事業者等の能力やノウハウを活用し、利用者の満足度の向上と管理経費の節減を図ります。

【主な取組】

1 社会体育施設の充実

- (1) 計画的な修繕、改修を行い、快適な利用環境を整備します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
社会体育施設利用者数※	人	280,149	281,000 以上	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 学校体育施設の利用の促進

- (1) 学校と連携し、学校体育施設の開放を促進します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
学校体育施設利用者数※	人	209,483	210,000	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

施策2 スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実

【現状と課題】

- ・市民のスポーツ・レクリエーション活動へのニーズは増大、多様化する傾向にあります。久喜市スポーツ推進計画に基づき、生涯にわたって誰もが、体力、年齢や適性に応じ、あらゆる機会とあらゆる場所においてスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりが一層求められています。
- ・市民の健康づくりや体力の向上に資するため、各種の大会、教室等を開催しています。また、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の拠点としての機能を有する総合型地域スポーツクラブにおいても、活発な活動が行われています。
- ・できるだけ多くの市民が参加できるイベント等を開催していくため、市民ニーズを的確に把握するとともに、イベント等の情報を積極的に周知する必要があります。

【施策の方向性】

- ・すべての市民が、ライフステージに応じ、あらゆる機会とあらゆる場所、多様な関わりを通して、スポーツ・レクリエーションに親しむことのできる活動の場、参加機会の充実を図ります。
- ・多くの市民がスポーツ・レクリエーション大会・教室等へ参加するきっかけとなる情報の提供・周知を図ります。
- ・スポーツ・レクリエーション活動の普及のため、地域における指導者の育成を推進します。

【主な取組】

- 1 スポーツ・レクリエーション大会・教室等の充実
 - (1) スポーツ・レクリエーション大会・教室等を開催します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
スポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数※	人	17,754	17,754以上	

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

- 2 スポーツ・レクリエーションに関する情報収集と広報活動の充実
 - (1) イベント終了後にアンケート調査を実施するなど、的確な市民ニーズの

把握に努めます。

- (2) 市広報紙やホームページ等を通じて、大会、教室等の積極的な情報提供を行います。

3 地域における指導者の資質の向上

- (1) スポーツ推進委員への研修機会の充実を図ります。
- (2) 地域の指導者に研修等の情報提供を行います。

施策3 スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流の促進

【現状と課題】

- ・ スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民相互の交流を促進するため、スポーツ・レクリエーション大会や地区体育祭を実施しています。
- ・ 地区体育祭は、市民がスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の役割を担っています。引き続き、多くの市民に参加していただくよう周知を図るとともに、内容等についても、関係団体とより一層の連携を図る必要があります。
- ・ 久喜マラソン大会や綱引大会などのスポーツ・レクリエーション大会を実施していますが、更なる新市の一体感を醸成するため、多くの人が参加できるスポーツ・レクリエーション大会の開催等が求められています。

【施策の方向性】

- ・ 地区体育祭等のスポーツ・レクリエーション大会等の充実を図ります。
- ・ 各スポーツ・レクリエーション団体、関係機関等と連携し、多くの人が参加できるスポーツ・レクリエーションの大会やイベント等を開催し、スポーツによる交流を推進します。

【主な取組】

1 地区体育祭の開催

- (1) 地区体育祭の内容等の充実を図ります。

2 多くの人が参加できるスポーツ大会等の開催

- (1) 多くの人が参加できるスポーツ・レクリエーションの大会・イベント等を開催します。

施策4 スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援

【現状と課題】

- ・ 身近なスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、体育協会、スポーツ少年団やレクリエーション協会が組織されており、活発な活動が行われています。また、地域住民が主体的に運営する、総合型地域スポーツクラブの活動も行われています。
- ・ 各種団体の活動は、新たにスポーツ・レクリエーション活動を始める市民のきっかけ作りや受け皿として期待されています。
- ・ 地域におけるスポーツ振興の拠点としての機能を有する、総合型地域スポーツクラブの充実が求められています。

【施策の方向性】

- ・ スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図ります。
- ・ 地域住民が主体的に運営する、総合型地域スポーツクラブの創設を支援します。

【主な取組】

- 1 スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援
 - (1) 各団体に情報提供を行うとともに、団体活動への支援を行います。
- 2 総合型地域スポーツクラブの創設支援
 - (1) クラブ創設に意欲的な団体に対し、アドバイスや情報提供を行います。

■数値目標

指標の内容	単位	平成27年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
総合型地域スポーツクラブ数	クラブ	1	2	

